

佐賀県告示第 275 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査を実施する。

令和 3 年 8 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

牛の結核及びブルセラ症の発生予察のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

令和 3 年 8 月 6 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間

4 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
結核検査	輸入牛、種雄牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	ツベルクリン検査及び臨床検査
ブルセラ症検査	〃	抗体検査、剖検、病理組織学的検査、細菌検査及び臨床検査

5 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。